

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1. 特定調達物品等の平成29年度における調達の目標

平成29年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成28年2月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮するよう努めることとする。

ア. 紙類・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラーフィンガー用塗工紙）

印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）

衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）

イ. 文具類・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着液テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スponジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウエットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、鉛筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）、のり

(テープ)、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む。）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

- ウ. オフィス家具等・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード
- エ. OA機器・・・平成29年度に購入する物品及び新規に賃貸借を行うものについては、調達目標は100%とする。
コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）、電子計算機、プリンタ等（プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機）、ファクシミリ、スキヤナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小形充電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、掛時計、プロジェクタ
- オ. 移動電話・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
携帯電話、PHS、スマートフォン
- カ. 家電製品・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷凍冷蔵庫）、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ
- キ. エアコンディショナー等・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
- ク. 温水器等・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
- ケ. 照明・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ、電球形状のランプ
- コ. 自動車等
- 1) 自動車ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム
・・・調達の予定はない。
 - 2) 乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

3) 一般公用車

・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

4) 一般公用車以外の自動車

・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

サ. 消火器・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

シ. 制服・作業服・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

制服、作業服、帽子、靴

ス. インテリア・寝装寝具・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。カーテン等（カーテン、布製ブラインド）、カーペット（タフティッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス、金属製ブラインド

セ. 作業手袋・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

ソ. その他の繊維製品・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗・のぼり・幕類・モップ

タ. 設備

- 1) 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機
・・・調達の予定はない。
- 2) 日射調整フィルム・・・調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目的とする。
- 3) 節水機器・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

チ. 災害備蓄用品・・・調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源

ツ. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

テ. 役務

- 1) 省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更生、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務
 - ・・・調達の予定はない。
 - 2) 印刷、自動車整備、建物管理等（建物管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除）、輸配送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、建物等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送
 - ・・・調達を実施する場合は、調達目標は 100 % とする。
- 2 . 特定調達物品等以外の平成 29 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
- ア . 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める、
 - イ . OA 機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達するように努める。
- 3 . その他環境物品等の調達の推進に関する事項
- ア . 機器類等は、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
 - イ . 原則、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすこととする。
 - ウ . 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。